

東京都の新公文書館と公文書管理条例

東京都公文書館は、昭和43年(1968)10月に公文書等の総合的、統一的な管理を行うために設置された東京都のアーカイブズ機関です。その淵源は古く、明治35年(1902)に着手された「東京市史編さん事業」を始まりとし、同事業を引き継いだ都政史料館を統合するかたちで、昭和43年(1968)に設置されました。

東京都公文書館は、当初港区湾岸一丁目が開館し、平成24年(2012)年から世田谷区玉川への仮移転期間を経て、令和2年(2020)4月、国分寺市泉町へ移転、新公文書館が開館しました。新公文書館の特長は、いわゆるZEB化の実証建築として、外壁の二重化や断熱化、太陽光発電設備など、最新の省エネ・再エネ技術を導入し、最適な温湿度環境のなかで公文書等を適切に管理していくことが可能となっている点です。このほかにも新たに展示室が設けられ、デジタルサイネージを用いた多様な展示が可能となっており、これまで取り組んできたSNSでの情報発信に加えて、多様な普及活動が展開できるようになっています。

また、新公文書館の開館に併せて、「東京都公文書等の管理に関する条例」(以下、「管理条例」)も改正されています。従来の「管理条例」は、平成29年(2017)7月に施行され、それまで部局ごとに規則等が設けられ、文書管理をおこなっていたものを都として統一的な規則のもとで管理することが可能となりました。更に、令和2年(2020)の改正では現用文書、非現用文書の双方について、文書のライフサイクルを通して統一的に管理することが加えられています。施設と規則の充実、公文書管理にとって言わば車の両輪であり、首都である東京都の公文書管理において、両者が一度に改められたことは意義深いことであると考えます。

そこで、第305回定例研究会では、「東京都の新公文書館と公文書管理条例」と題した研究会をオンラインにて企画いたします。改正された東京都の公文書管理条例について、改正のポイントをお話しいただくとともに、新たな東京都公文書館が取り組む普及活動についてご紹介いただきます。また、新公文書館の施設と機能を紹介していただき、今後のアーカイブズ施設や規則の充実に向けて、情報の共有をしてみたいと思います。

- 1 日時 令和4年3月4日(金)
14時00分から16時30分まで(受付開始13時50分)
- 2 方法 ZOOMミーティングを利用したオンライン開催
参加申込み終了後、ミーティングURLを送付します。
- 3 日程 13時50分 受付開始
14時00分 開会
14時10分 講演①
相原宏美氏(東京都公文書館)
「東京都の公文書管理における公文書館の役割について
—東京都公文書等の管理に関する条例を中心に—」
14時40分 講演②
瀧澤明日香氏(東京都公文書館)
「東京都公文書館における普及活動について
—アーカイブズの魅力を広めるには—」
15時20分 休憩
15時30分 東京都公文書館の施設紹介(パワーポイント/動画)
16時00分 質疑応答
16時30分 閉会
- 5 申込み 別紙申込書に必要事項を御記入の上、3月1日(火)までに下記事務局あて電子メール・FAXにてお申し込みください。
その際、ZoomエントリーID返信用のメールアドレスを必ず御記入ください。

- 6 その他
- ・ オンラインでの開催にあたり、録音・録画，荒らし行為を禁止いたします。
 - ・ 主催者側は、本会の記録・保存のために録画いたします。
 - ・ 参加者は、カメラをOFF、マイクをミュートに設定してください。

全史料協関東部会事務局（埼玉県立文書館内）
埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-3-18
TEL : 048-865-0112（代表）
FAX : 048-839-0539
E-mail : jimukyoku@jsai-kanto.jp